

共謀罪（テロ等準備罪）法案の衆院強行採決に抗議し、
参院での廃案を求める緊急声明

本年 5 月 19 日、衆院法務委員会において共謀罪（「テロ等準備罪」）法案が強行採決され、同月 23 日に衆院本会議においてもまた強行採決されました。私たち城北法律事務所の所員一同は、共謀罪法案の衆院通過に強く抗議するとともに、参院での同法案の廃案を求めます。

刑罰は市民の自由等を抑制するものであるため、努めて謙抑的に行使されなければなりません。また、何が犯罪であり何が犯罪でないかが法律により明確に定められなければなりません。このような近代刑法の大原則に基づき、我が国の刑事法体系では、犯罪は既遂処罰を原則とし、例外的に一部の犯罪について未遂や予備を処罰対象としており、意思や内心は処罰の対象としていません。

ところが共謀罪は、予備にも達しない、極めてあいまいな「話し合い」があったと国家権力が認めた時点で犯罪が成立し、そのあと何もしなくても、仮に犯罪を断念したとしても処罰の対象とされます。同法案は、恣意的な権力行使を著しく容易にし、市民の内心の自由や言論・表現の自由を侵害し、さらに適正手続原則に違反する危険が極めて高いと言えます。このような点で、同法案は、憲法 19 条、21 条、31 条に違反しています。

政府は、「組織的犯罪集団」のみが処罰の対象となるのであって、一般人は処罰の対象にならないと説明しています。しかし、法文上、犯罪の主体は「計画した者」であり、「組織的犯罪集団」ではありません。また、政府は一般人は捜査の対象にならない旨説明しますが、これは捜査実務とあまりにもかけ離れた強弁です。このことは、環境保護団体や人権保護団体を「隠れ蓑」とした組織犯罪も対象とするという政府答弁からも明白であり、一般の団体も広く捜査対象になることが明らかです。さらに、300 近くもある処罰対象の中には著作権法違反や所得税法違反などが含まれていますが、これは「楽譜のコピー」や「節税対策」をした市民が処罰対象になりうることを意味します。そもそも、同法案には一般人を対象としないなどという文言はありません。

また、政府は、「計画」だけでは処罰はされず、「準備行為」が要件とされることも説明しています。しかし、「準備行為」自体に明確な限定はなく、むしろ市民が日常生活を送るうえで一般に行われる行為も広く「準備行為」となりうることであり、法案の適用範囲を厳しく限定したものとはいえません。

公安事件などの訴訟で明らかにされており、捜査機関はこれまでも市

民の情報を収集するなど違法なプライバシー侵害を繰り返してきました。今後、共謀罪が制定されれば、今まで以上に、市民の行動や、会話、目配せ、メール、SNS（ツイッター、Facebook）、LINE など、合意形成のためのコミュニケーションそのものが広く監視対象とされるでしょう。

政府は、共謀罪の制定が国連越境組織犯罪防止条約（TOC条約）の批准のために不可欠であるかのように主張しています。しかし、この条約の目的はマフィアなどの経済的な組織犯罪集団対策であり、テロ対策ではありません。また、日本は、国連の主要な13のテロ対策条約についてその批准と国内法化を完了しており、新たな立法は求められていません。そもそも、TOC条約の批准に共謀罪の制定は不要であり、日本がTOC条約に批准していないのは単なる政府の怠慢です。

5月25日に発表された朝日新聞の世論調査では、共謀罪法案への理解は深まっていないとする意見が7割を超え、また共謀罪に反対する意見（35%）が賛成する意見（30%）を超えています。このように共謀罪法案反対の世論は急速に広がっています。

すべての弁護士が加入する日本弁護士連合会も、共謀罪法案に関して一貫して反対し、また全国52の弁護士会すべてで同法案に反対、ないし衆院での強行採決に反対する意見を発表しています。さらに多くの憲法・刑法学者が共同して共謀罪の制定に反対しています。同月18日には、国連特別報告者のケナタッチ氏が共謀罪法案はプライバシーや表現の自由を不当に制約する恐れがあると懸念を表明しており、政府はこの疑問に答えられていません。

私たち城北法律事務所は、豊島・練馬・板橋・北区など主に都内北部地域の個人、団体と力をあわせて50年以上にわたって、市民の権利擁護と民主主義の発展のために活動をしてきました。いま参院で審議されている共謀罪法案は、私たちの生活を脅かし監視社会をもたらす憲法違反の法案です。この危険な法案の成立を阻止するため、引き続き全力を尽くす決意です。

2017年6月6日

城北法律事務所 所員一同